

概要

- **目的**
みなみまぐろの保存及び最適利用を適当な管理を通じて確保すること。
- **設立条約**
みなみまぐろの保存のための条約
(Convention for the Conservation of Southern Bluefin Tuna)
- **発効**
1994年5月20日(我が国について効力発生:1994年5月20日)
- **機能**
 - 総漁獲可能量(TAC)及び締約国等に対する割当量の決定、その他の保存管理措置を採択すること。
 - 条約の目的達成に悪影響を与える非締約国等の活動抑止のための締約国等との間の協力を行うこと。
- **締約国等(8)**
日本、豪州、インドネシア、ニュージーランド、南アフリカ、韓国、台湾、EU
(注:台湾が「台湾漁業主体」として、EUが「地域的な経済統合のための機関」として、みなみまぐろ保存委員会拡大委員会のメンバーとして参加。)
- **事務局所在地**
キャンベラ(豪州)
- **対象魚種**
ミナミマグロ
- **保存管理措置**
 - 総漁獲可能量及び国別割当量の設定(日本:6,245トン(2021年~23年))
 - 漁獲、水揚げ、貿易を書類及びタグを用いてモニターする漁獲証明制度等

条約適用水域



我が国漁獲量 (単位:トン)

2013年	2,694
2014年	3,371
2015年	4,745
2016年	4,721
2017年	4,567
2018年	5,945
2019年	5,851
2020年	5,929

メンバー別漁獲量 (単位:トン)(2020年)

日本	5,929
豪州	5,027
インドネシア	1,298
韓国	1,226
台湾	1,116
ニュージーランド	903
南アフリカ	161
EU	0